

# 告 示

## 埼玉県告示第四百九十五号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

### 二 作業種類

公共測量（四級水準測量）

### 三 作業地域

久喜市野久喜地区

### 四 作業期間

平成三十年一月十六日から平成三十年五月三十一日まで